

茂原市制施行70周年記念の冠使用に関する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

茂原市長 田中豊彦

茂原市告示第53号

茂原市制施行70周年記念の冠使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民団体等が独自に事業を実施するに当たり、茂原市制施行70周年記念の冠使用（以下「冠使用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠使用の対象となる事業は、茂原市制施行70周年を広く市民に周知し、共に祝うことができる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に実施されるもの

(2) 法人その他の団体若しくはその機関又はこれらの長が主催し、又は共催するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、対象としない。

(1) 営利を目的とするもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者がその指定に係る施設において行う主催事業を除く。）ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(2) 政治目的を有するもの

(3) 宗教目的を有するもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(承認の申請)

第3条 冠使用の承認を受けようとする者は、茂原市制施行70周年記念冠事業承認申請書(別記第1号様式)を、事業実施日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(承認の通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定するとともに、承認するときは茂原市制施行70周年記念冠使用承認通知書(別記第2号様式)により、承認しないときは茂原市制施行70周年記念冠使用不承認通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業中止等の届出)

第5条 前条の規定による承認を受けた者(以下「事業者」という。)は、冠事業の中止又はその事業内容等を変更する場合は、茂原市制施行70周年記念冠使用変更(中止)申請書(別記第4号様式)により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(承認の取消し)

第6条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すものとする。

(1) この要綱に反し、又は違反するおそれがあるとき

(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき

2 前項の規定による冠使用の承認の取消しにより、事業者に損失が生じた場合であっても、市長は、その損害を賠償する責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けたものに対し、冠称の使用の差止め及び冠称を使用したチラシ等の回収又は破棄を命ずることができる。

(実績報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、冠使用を承認した事業に係る実績報告書の提出を求めることができる。

(紛争の解決)

第8条 事業者は、冠使用に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 第7条及び第8条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

(準備行為)

4 この要綱による冠使用の実施に関し必要な冠使用の申請その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。